

大雨による災害により被災されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被災された方にかかる措置について、下記とお知らせします。

被保険者証等の提示について

大雨による災害により被災したことに伴い、被保険者証の紛失等により、保険医療機関等に被保険者証等を提示できない場合、次の事項を申し立てることにより健康保険で受診することができます。

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) 事業所名

被保険者証「再交付申請書」の提出が困難な場合は、下記までご連絡ください。

一部負担金の徴収猶予の措置等について

災害救助法の適用市町村（次頁）にお住まいの方につきましては、被災状況に応じて、次の措置をとることができますので、ご連絡をお願いします。

- (1) 一部負担金の徴収猶予及び減免の措置
- (2) 任意継続被保険者にかかる保険料の延長・納付猶予の措置
- (3) 保険給付費等の速やかな審査・支払の措置

以上のことに関するお問合せ・ご連絡は、給付課（06-6765-9212）まで

関西文紙情報産業健康保険組合

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる
災害救助法の適用市町村

(令和元年8月28日現在)

【佐賀県】(8月28日) 佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市
鹿島市・小城市・嬉野市・神埼市・神埼郡吉野ヶ里町
三養基郡基山町・三養基郡上峰町・三養基郡みやき町
東松浦郡玄海町・西松浦郡有田町・杵島郡大町町
杵島郡江北町・杵島郡白石町・藤津郡太良町